

鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業補助金交付要綱

令和2年9月24日付令和新時代創造本部長通知
令和3年4月2日付新型コロナウイルス感染症対策総合調整課長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、『「安心観光・飲食エリア」に関する協定』（以下「協定」という）を締結した団体が行う情報発信を支援することにより、「安心観光・飲食エリア」（以下「エリア」という）の取組を広く周知することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とし、当該額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、新型コロナウイルス感染症対策総合調整課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 事業内容の大幅な変更
- (2) 補助事業の中止及び廃止
- (3) 補助金の増額を伴う変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(補助金の支払い)

第7条 補助事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は補助金の概算払を行うことができるものとし、その金額は、交付決定額の2分の1以内の額（1円未満切り捨て）とする。
- 3 知事は、前項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
- 4 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第6号の概算払請求書、様式第7号の経費支出計画書を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、概算払の請求を受けたときは、その内容を審査し適切と認められる場合、概算払を行うことができる。
- 6 知事は概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第8号によりあらかじめ通知するものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日、または令和4年2月18日（金）のいずれか早い日。
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、令和4年2月18日（金）。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、新型コロナウイルス感染症対策総合調整課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月2日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
感染拡大防止対策を行っているエリアであることの周知・発信を主として行う事業	県と協定を締結した者(市町村を除く)(以下「参画者」という。) ただし、参画者が複数いる場合、他の参画者から事業の内容について承諾を得るものとし、様式第1号別紙1及び2を提出すること ※1エリアにつき、本補助金で申請できる者は1団体とする	謝金、旅費、使用貸借費、需用費、役務費、委託費、その他事業の実施に必要なと認める経費	2分の1以内	20万円

〇〇年度鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業事業計画書

1 事業実施主体の概要

代表団体名称			
代表者職・氏名			
担当者職・氏名			
連絡先	電話番号		F A X
	E-mail		
所在地	〒		
消費税の取扱い	(該当する区分に☑してください。) <input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者		

※協定に参加する他団体の承認を得た事業であることを証するため、様式第1号別紙1及び2を添付してください。

3 事業の概要

事業の概要 ※補助金を活用して実施する事業の内容及案について具体的に記載してください。	(情報発信の内容)
	(発信の手法（作成物・利用媒体、作成数、配布・周知対象、時期等）)
事業実施効果 ※補助金を活用して実施する事業により期待する効果を具体的に記載してください。	
他の補助金の活用の有無 ※	(該当する区分に☑してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (以下は有の場合のみ記載してください) 補助金名称： 実施主体： 実施主体問合せ先：

※ 同事業に対する補助金の重複支給を避けるための確認ですので、本事業に他の補助金を利用する場合のみ「有」としてください。別事業で利用される場合は記載の必要はありません。

注：上記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙で構いません。

鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業補助金交付申請に係る誓約書

私は代表申請者として、以下のとおり宣誓します。

- （1）協定参画者を代表して、補助金の手続き（交付申請、変更交付申請、実績報告）及び補助金の受領を行います。
- （2）交付申請の内容については、他の協定参画者に合意を得たものです。
- （3）事業の実施に当たっては、他の協定参画者と連携・協働して実施します。
- （4）実績報告の内容についても、他の協定参画者に合意を得たのち実施します。

令和 年 月 日

所在地・住所

団体名

代表者職・氏名

印 （または自筆の署名）

鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業補助金交付申請に係る同意書

私は協定参画者として、代表申請者【団体名・団体代表者職・氏名】に対して以下のとおり同意します。

- (1) 補助金の手続き（交付申請、変更交付申請、実績報告）及び補助金を委任します。
- (2) 交付申請の内容について、合意します。
- (3) 事業の実施に当たっては、代表申請者（及び他の協定参画者）と連携・協働して実施します。
- (4) 実績報告の内容について、代表申請者（及び他の協定参画者）と確認します。また、実績報告の提出について、代表申請者に委任します。

令和 年 月 日

所在地・住所

団体名

代表者職・氏名

印 （または自筆の署名）

様式第2号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科目 ※1	金額	摘要 ※2
計		

※1 収入の内容を種別毎（補助金、自己負担等）に記載してください。

※2 摘要欄には、補助金等の名称、積算等を明記してください。

2 支出の部

（単位：円）

科目 ※1	金額	摘要 ※1
計		

※1 支出の内容を要綱別表で定める補助対象経費目毎に記載してください。

※2 摘要欄には、積算等を明記してください。

注：収入と支出金額は一致するようにしてください。

県外発注理由書

科目	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る 県内事業者の取り扱い状況	県内発注できない理由、県外 発注で無ければならない理由

注：適宜、行を追加してください。

様

鳥取県知事 ○○ ○○ 印

○○年度鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容に承認を要する変更が生じた場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号 通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事

様

所在地
名称
代表者名

印（または自筆の署名）

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度鳥取県安心観光・飲食エリア
創出支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県安心観光・飲食エリ
ア創出支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 （補助対象経費／間接補助対象経費）の額	金	円
3 実績報告控除税額	金	円
4 確定した控除税額	金	円
5 補助金返還相当額	金	円
※ $4 - 3 > 0$ の場合、 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$		

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
 名 称
 代表者職・氏名 印 (または自筆の署名)

鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業に係る概算払請求書

鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業について、鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付申請額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種 別： 普通 ・ 当座 口座情報：(店番) _____ — (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。 受任者 _____
添付書類	・ 様式第7号 経費支出計画書

様式第8号（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

（企業名）
（代表者氏名） 様

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県安心観光・飲食エリア創出支援事業補助金概算払通知

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付 第 号で変更承認通知）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払額 | 円 |
| 3 残 額 | 円 |